

飯田市地球温暖化対策実行計画改訂版 骨子（案）

令和6（2024）年4月

目次

1	区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	1
(1)	区域施策編策定の基本的事項	1
ア	計画の目的	1
イ	計画の位置づけ	1
ウ	計画期間	1
エ	計画の対象地域	1
オ	対象とする温室効果ガス	1
(2)	区域施策編策定の背景・意義	1
ア	気候変動問題を取り巻く国内外の動向	1
イ	これまでの飯田市の取組	2
(3)	区域の特徴（自然的社会的条件および各主体の特徴等）	2
ア	自然的条件	2
イ	社会的条件	4
2	温室効果ガス排出量の推計・要因分析	5
(1)	区域の温室効果ガス排出状況	5
3	計画全体の目標	5
(1)	区域施策編の目標	5
ア	長期目標	5
イ	中期目標	5
4	温室効果ガス排出量削減等に関する対策・施策	6
(1)	地方公共団体が実施する施策（地球温暖化対策の推進に関する法律に定めのある事項）	6
5	地域脱炭素化促進事業に関する内容	6
(1)	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項	6
6	区域施策編の実施及び進捗管理	6
(1)	区域施策編の実施及び進捗管理	6
7	その他	6

1 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

(1) 区域施策編策定の基本的事項

ア 計画の目的

本計画は、気候変動対策に関する国内外の動向を踏まえ、当市の気候変動対策に関する基本的な考え方のほか、市民・事業者・行政等の各主体の協働による取組とそれらの進捗管理の方法を示し、当市の温室効果ガス排出量削減への取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

イ 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「21' いいだ環境プラン」の気候変動対策について具体的に定めるものであり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく「地域公共団体実行計画（区域施策編）」とする。

ウ 計画期間

令和7年4月1日～いいだ未来デザイン2028後期計画の計画期間終了まで

エ 計画の対象地域

飯田市域全域

オ 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に定められる温室効果ガスの種類は、「二酸化炭素 (CO₂)」「メタン (CH₄)」「一酸化二窒素 (N₂O)」「ハイドロフルオロカーボン (HFCs)」「パーフルオロカーボン (PFCs)」「六フッ化硫黄 (SF₆)」「三フッ化窒素 (NF₃)」の7種類ですが、二酸化炭素以外の排出量が極めて少ないこと、ゼロカーボンシティ実現への取組は、二酸化炭素排出量実質ゼロに向けたものであることに鑑み、本計画における温室効果ガスは二酸化炭素のみとする。

(2) 区域施策編策定の背景・意義

ア 気候変動問題を取り巻く国内外の動向

- ・令和5（2023）年4月に世界気象機関（WMO）が発表した年次報告では、干ばつ、洪水、熱波が世界的に損失を引き起こしており、平均気温が過去最高を記録し、海面上昇や海洋熱が記録的な水準になっていることが報告された。
- ・令和3（2021）年の異常高温による被害や、南アジアやヨーロッパでの大雨による死者や経済的損失が指摘され、気候変動の影響が顕著になっている。
- ・2023年の世界の平均気温が観測史上最高に上昇し、パリ協定の「1.5℃目標」に極めて接近したことが報告され、国連事務総長が気候変動の深刻さを警告し、より野心的なCO₂削減目標の必要性を訴えた。
- ・IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書では、人間活動による温暖化の影響が明確に示され、気候変動が生態系や人間に広範な悪影響を及ぼしていることが指摘された。
- ・COP26（気候変動枠組条約締約国会議）で、2050年までにネットゼロを達成するための目標が掲げられ、国際社会での気候変動対策の取組が加速している。
- ・世界の温室効果ガスの排出は、排出量の多い10カ国が68%を占めており、各国の責任を

考慮した取組が求められている。

- ・国内では、経済産業省からグリーンTRANSフォーメーション（GX）が提唱され、脱炭素社会の実現に向けた産官学連携などの取組が本格的に進行している。

イ これまでの飯田市の取組

- ・飯田市は、1996年から環境文化都市を都市像として掲げ、当初から地球温暖化への対応に取り組むなど、先駆的に施策を展開してきた。
- ・再生可能エネルギーの活用を推進するため、市民共同発電事業など様々な政策を展開してきた。この取組は環境大臣表彰や環境モデル都市に選定されるなど、高い評価を受けている。
- ・地域ぐるみ環境 ISO 研究会などの民間主導の取組も行われ、地域全体の環境改善に貢献してきている。
- ・地域環境権条例の施行により、市民が再生可能エネルギーを利用して持続可能な地域づくりに参画し、地域全体の再生可能エネルギーの創出も行ってきた。
- ・2022年には脱炭素先行地域づくり事業に応募し、地域マイクログリッドによる取組などが採択され、実施されている。

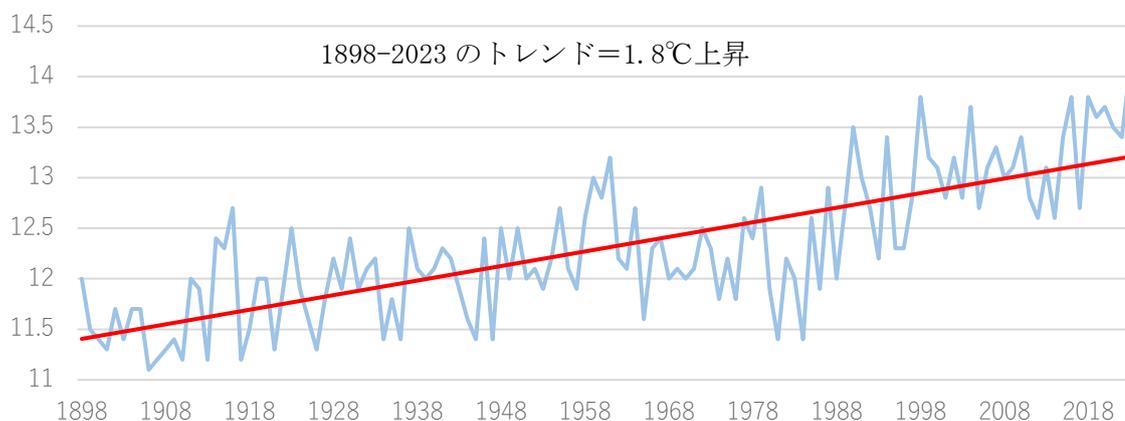
(3) 区域の特徴（自然的社会的条件および各主体の特徴等）

- ・昭和12年に市制を施行して以来、周辺の農山村との合併を重ねながら市域を拡大してきた。
- ・市域には「街」「里」「山」という3つの居住区分があり、長い歴史の中で独自の民俗や文化を育んできた。
- ・特に注目されるのは、「結い」と呼ばれる協働関係に基づく地域づくりの伝統であり、古文書によれば「飯田」の地名の語源は「結い田」とされている。
- ・我が国初の住民によるエネルギー利用組合である「竜丘電気利用組合」や昭和22年の大火の復興のシンボルである「りんご並木」などが、市民の協働の歴史の証として残っているなど、今も市民による協働の精神が受け継がれ、新たな協働の歴史が刻まれ続けている。

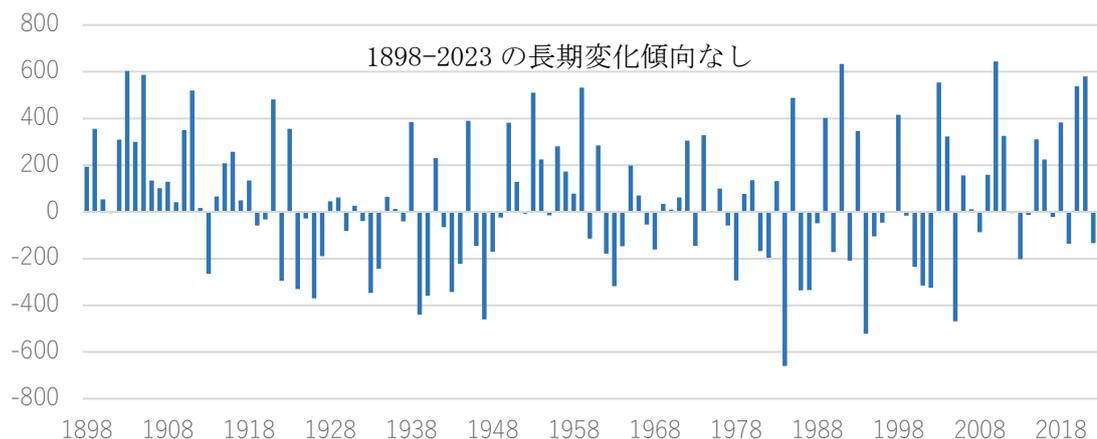
ア 自然的条件

(ア) 区域の気候

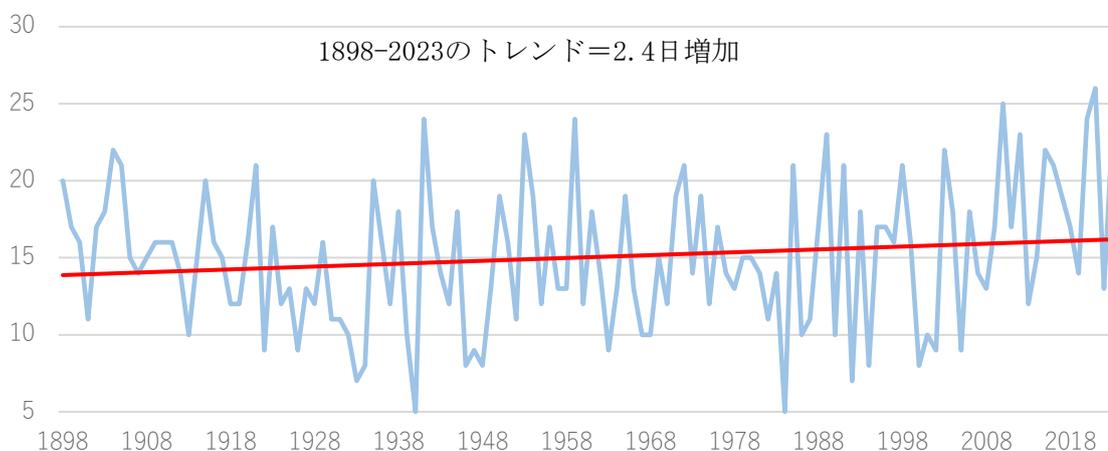
a 飯田特別地域気象観測所の平均気温（速報値）



b 飯田特別地域気象観測所の年降水量偏差（1981-2010 の平均値 1611mm との比較）

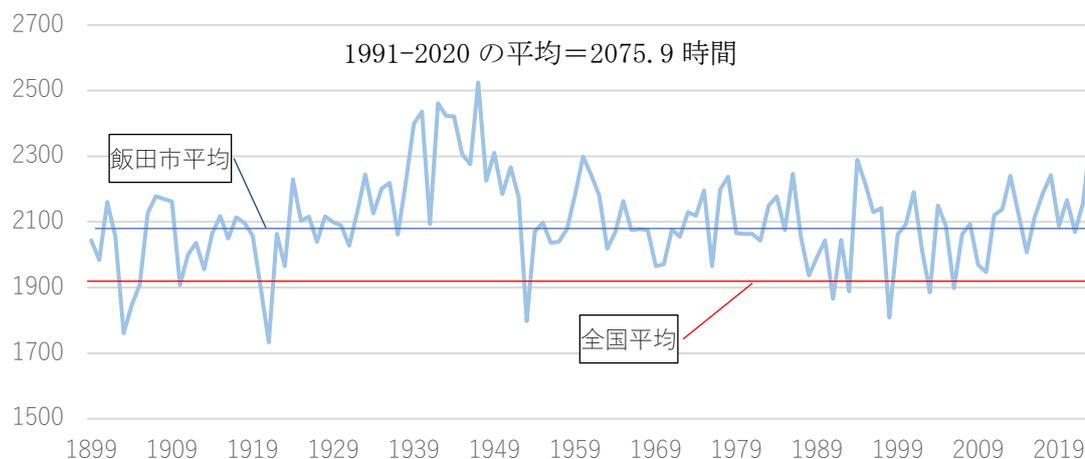


c 飯田特別地域気象観測所の 30mm 以上の降水量があった日数の推移



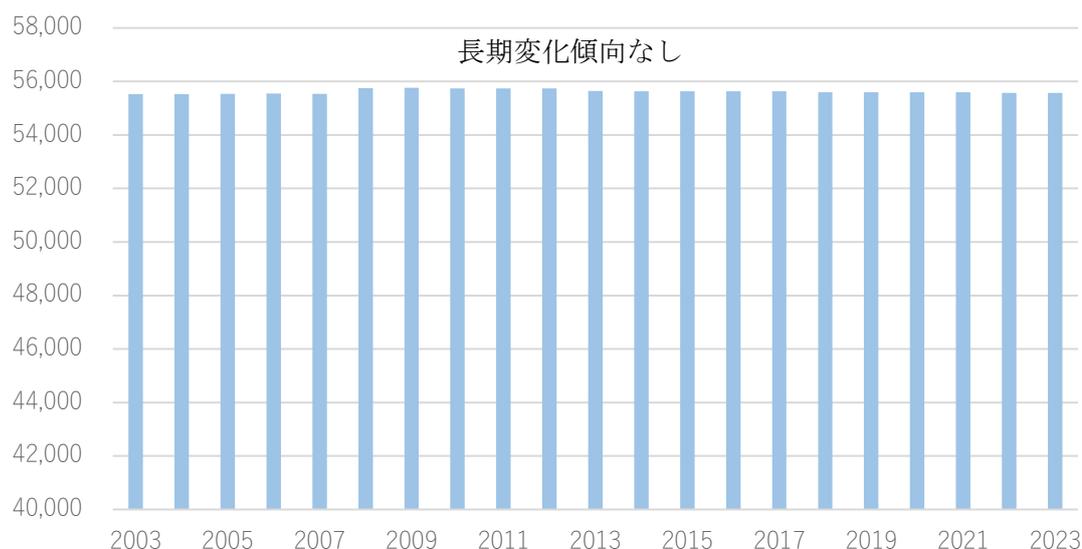
(イ) 再生可能エネルギー資源等の状況

a 飯田特別地域気象観測所の年間日照時間の推移

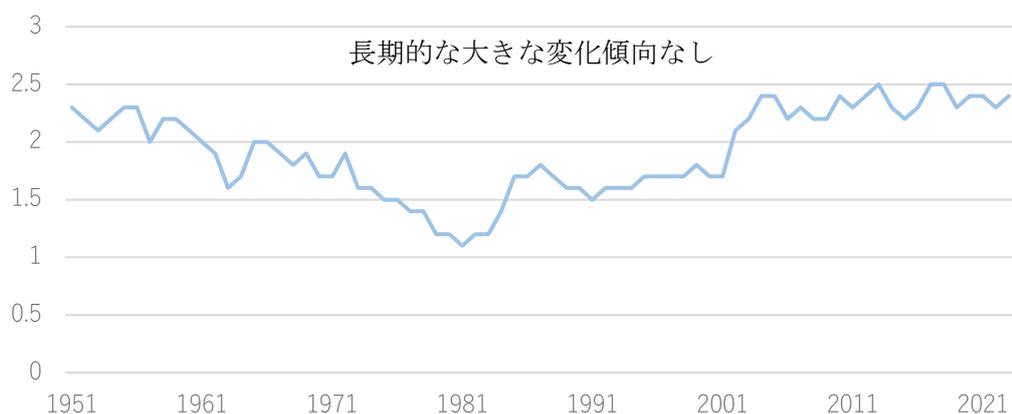


※全国平均 1915.9 時間は 1991 年から 2020 年の各県のデータを平均したものであり、気象庁発表データではない。

b 飯田市の森林面積の推移



c 飯田特別地域気象観測所の年間平均風速の推移



イ 社会的条件

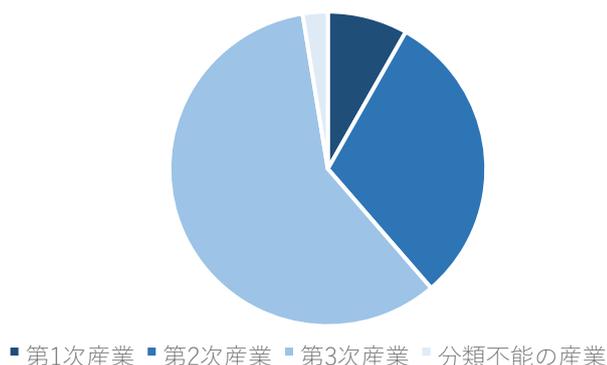
(7) 産業構造

a 出荷額 (付加価値額)

(単位: 億円)

年度		2016	2017	2018	2019	2020	2021
製造業	製造品出荷額	3,463.0	3,450.1	3,613.8	3,499.8	3,316.5	3,484.5
	粗付加価値額	1,282.0	1,404.8	1,475.2	1,432.7	1,571.3	1,606.9
農業	農業産出額	101.9	104.0	102.0	101.9	110.2	102.2
林業	林業生産額	6.4	6.9	12.7	4.9	6.3	8.8
観光	観光消費額	11.8	12.4	10.6	10.5	7.5	7.3
商業	年間販売額	2460.5	—	—	—	—	2409.6

b 産業分類別従業員数



※その他、都市構造、交通体系、インフラの状況、人口動態、住民の環境意識・ライフスタイルなど、必要に応じて記載予定。

2 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

(1) 区域の温室効果ガス排出状況

	2005	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
産業部門	245,880	231,191	224,974	217,034	205,453	212,705	181,841	163,374	165,158	145,751
民生業務部門	128,518	149,146	139,026	142,241	122,461	106,826	104,175	106,006	91,209	102,596
民生家庭部門	144,954	150,697	150,541	142,003	143,426	142,702	134,121	127,697	122,019	124,935
運輸部門	187,738	148,519	149,062	133,509	133,433	132,300	131,109	129,785	128,382	125,842
合計	707,089	679,553	663,603	634,787	604,772	594,534	551,246	526,862	506,767	499,124
森林吸収部門	84,093	85,300	87,023	89,082	91,291	93,292	95,708	97,155	97,809	98,749
森林吸収差引後	622,996	594,253	576,580	545,705	513,481	501,242	455,538	429,707	408,958	400,375
2005年比削減率		4.6%	7.5%	12.4%	17.6%	19.5%	26.9%	31.0%	34.4%	35.7%
2013年比削減率			3.0%	8.2%	13.6%	15.7%	23.3%	27.7%	31.2%	32.6%

3 計画全体の目標

(1) 区域施策編の目標

ア 長期目標

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現する。(継続)

イ 中期目標

2030年までに2013年比で50%削減する。(改訂前：2030年までに2005年比で50%削減)

<基準年度変更理由>

- ・2005年を基準として推進してきた国の環境モデル都市制度が2024年度で終了予定であること。
- ・国の地球温暖化対策計画の基準年度が2013年とされ、地方公共団体もこれに追従していること。これを受け、変更することにより、他の自治体との進捗比較が容易となること。

4 温室効果ガス排出量削減等に関する対策・施策

・今後、飯田市環境審議会にて内容検討予定。

(1) 地方公共団体が実施する施策（地球温暖化対策の推進に関する法律に定めのある事項）

ア 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

イ その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

ウ 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

エ その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

オ 前各号に規定する施策の実施に関する目標

5 地域脱炭素化促進事業に関する内容

(1) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

（促進区域、地域の環境保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）

※今後、飯田市環境審議会にて内容検討予定。

6 区域施策編の実施及び進捗管理

(1) 区域施策編の実施及び進捗管理

計画の進行管理については、毎年度、本計画における取組の進捗状況や実績について点検・評価するものとする。それらの結果については、飯田市環境審議会に報告し、課題や今後の展開などについて必要な意見や提言を受け、施策への反映を図る。

7 その他

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に定める「飯田市地球温暖化防止実行計画（地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び気候変動適応法第 12 条に定める「飯田市気候変動適応計画」について、本計画との統合についても、今後飯田市環境審議会にて検討予定。